春日井市施設予約システムによる公園運動用施設の利用手続に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、施設予約システム（施設の予約管理等の事務を電子計算機によって処理する情報処理システムをいう。）（以下「システム」という。）による建設部公園緑地課が所管する公園運動用施設の利用手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において利用者登録とは、システムにより公園運動用施設の利用手続を行うため、市において利用者の情報をシステムに登録することをいう。

（施設）

第３条　システムにより利用手続を行うことができる運動用施設は、次の表に掲げる施設（以下「施設」という。）とする。

施設	区分	利用区分
落合公園	グラウンド	午前・午後
焼山公園	グラウンド	午前・午後
	テニスコート	午前・午後
	フットサルコート	午前・午後

（行為）

第４条　システムにより利用手続を行うことができる行為は、春日井市立公園条例（昭和57年春日井市条例第22号）第３条第１項第５号に該当する行為とする。

（利用者登録）

第５条　利用者登録をしようとする者（団体にあっては代表者。次項において「申請者」という。）は、施設予約システム利用登録申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、口頭で行うこ

とができるものとする。

２　申請者が前項の規定により申請をするときは、次に掲げる書類を提示又は提出しなければならない。

⑴　運転免許証、マイナンバーカードその他の申請者が本人であることを証する書類（申請者の写真が貼付されたものに限る。）

⑵　前号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用者登録をするものとする。

（利用者登録の変更）

第５条の２　前条第３項の規定により利用者登録を行った者（以下「登録者」という。）が、登録した内容を変更するときは、施設予約システム利用登録変更申請書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が適当と認める場合は、口頭で行うことができるものとする。

（利用者登録の取消し）

第５条の３　市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことがある。

⑴　虚偽の申請により登録したとき。

⑵　同一とみなされる団体の登録があるとき。

⑶　その他市長が適当でないと認めるとき。

（利用抽選）

第６条　登録者は、施設を利用しようとする日の属する月の３月前の20日から同月末日までの間に、システムによる当該施設の利用抽選に申し込むことができる。

２　前項の申込みができる者は、公園利用時に営利活動を行わない登録者で、市内に在住、在勤又は在学する者で構成される団体（焼山公園のテニスコートの利用の申込みにあっては、市内に在住、在勤又は在学する者）とする。

３　第１項の規定による申込みは、区分ごとに10件までとする。

４　市長は、毎月１日に抽選を行い、抽選結果を公表することにより、春日井市立公園条例施行規則（昭和57年春日井市規則第36号。以下「施行規則」という。）第５条第３項の施設の利用を許可し、運動用施設利用許可書を交付したものとみなす。

（利用の制限）

第７条　各施設において、登録者が１月当たりに施設を利用できる回数は、区分ごとに10回までとする。

（利用申込み）

第８条　第６条第４項の規定により利用者が決定した後において、当該抽選の対象となった期間において利用者が決定していない施設があるときは、登録者は施設を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の２月前の１日から利用日の３日前までに、システムにより利用申込みをすることができる。

２　前項の規定による利用申込みがあったときは、システムへの入力の完了をもって、施行規則第５条第３項の施設の利用を許可し、運動用施設利用許可書を交付したものとみなす。

（利用の取消し）

第９条　第６条第４項又は前条第２項の規定により施設の利用の許可を受けた者がその利用の取消しをしようとするときは、当該利用日の３日前までにシステムにより取り消さなければならない。この場合において、システムによる取消手続完了をもって、施行規則第８条の利用許可の取消しの承認を受けたものとみなす。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年３月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月15日より施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和９年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による公園運動用施設の利用手続に関する要綱の規定は、令和９年１月１日以後の利用の申込みについて適用し、同日前の利用の申込みについては、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際、改正前の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による公園運動用施設の利用手続に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市「あいち共同利用型施設予約システム」による公園運動用施設の利用手続に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第１号様式（第５条関係）

春日井市施設予約システム　利用登録申請書

<table>
<tr><td colspan="2">登録施設</td><td>□ 落合公園グラウンド
□ 焼山公園グラウンド
□ 焼山公園フットサルコート
□ 焼山公園テニスコート</td></tr>
<tr><td colspan="2">団体名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">登録者（団体の場合代表者）</td><td>ふりがな</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当者（団体のみ記入）</td><td>ふりがな</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td>〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">受付番号
＊1　受付番号は利用者情報を入力した後、自動返信メールに記載あります。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者ID
＊2　他の施設で既に登録済みの方は、ＩＤを記載してください。</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">在住区分等</td></tr>
<tr><td colspan="3">□　市内在住
□　市内在勤※
□　市内在学※
□　市外
□　営利事業（有料スポーツ教室）</td></tr>
</table>

※団体の代表者、または担当者が市内在住・在勤・在学の場合は市内の団体と認めます。

第２号様式（第５条の２関係）

春日井市施設予約システム　利用登録変更申請書

<table>
<tr><td colspan="2">登録施設</td><td colspan="6">□ 落合公園グラウンド
□ 焼山公園グラウンド
□ 焼山公園フットサルコート
□ 焼山公園テニスコート</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者ID</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名
（団体の場合　団体名）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">変更内容のみ記入</td></tr>
<tr><td rowspan="4">登録者（団体の場合代表者）</td><td>ふりがな</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当者（団体のみ記入）</td><td>ふりがな</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="6">〒</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="8">在住区分等</td></tr>
<tr><td colspan="8">□　市内在住
□　市内在勤※
□　市内在学※
□　市外
□　営利事業（有料スポーツ教室）</td></tr>
</table>

※団体の代表者、または担当者が市内在住・在勤・在学の場合は市内の団体と認めます。